

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**東北地方年金記録訂正審議会**  
**令和3年8月3日答申分**

## **○答申の概要**

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| <b>(1) 年金記録の訂正を必要としたもの</b> | <b>1件</b> |
| <b>厚生年金保険関係</b>            | <b>1件</b> |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100017 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100023 号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を18万6,000円、請求期間③の標準賞与額を29万円、請求期間④の標準賞与額を19万1,000円及び請求期間⑤の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

請求期間②から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①については、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成8年1月16日から同年2月1日まで  
② 平成27年8月6日  
③ 平成27年12月28日  
④ 平成28年8月8日  
⑤ 平成28年12月27日

請求期間①について、私は、勤務していたC市に所在するB社D店において、平成8年1月中旬の退職を同店の店長に申し出たところ、同月31日までの在籍を依頼されたため、同月中旬から同月31日までは有給休暇を取得して、同月末日まで在籍したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同月16日として記録されているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から⑤までについて、私が所持している賞与明細書によると、A社から請求期間②から⑤までに賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。請求期間②から⑤までの賞与明細書及び貯金通帳を提出するので、請求期間②から⑤までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間②から⑤までについて、請求者から提出されたA社の名称が記載されている当該請求期間の賞与明細書及び貯金通帳並びに支払者が同社である給与支払報告書（平成28年度）及び平成28年分給与所得の源泉徴収票並びに同社の同僚から提出された同社の名称が記載されている当該請求期間の賞与明細書及び預貯金通帳並びにE市から提出された平成28年度（平成27年分）及び平成29年度（平成28年分）の所得状況等について（回答）により、請求者は当該請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤までに係る標準賞与額については、請求者から提出された当該請求期間の賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間②は18万6,000円、請求期間③は29万円、請求期間④は19万1,000円及び請求期間⑤は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得られなかったものの、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、同社の実質的な経営陣の代表者は、請求期間②から⑤までの賞与を支給していない旨陳述している上、オンライン記録によると、当該請求期間において同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、過去に年金記録の訂正請求を行い当該請求期間の標準賞与額に係る年金記録が回復した者以外の者は、当該請求期間に係る賞与の記録が確認できることから、年金事務所は、請求者の当該請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、B社は、請求者の資料は保存期間経過のため廃棄した旨回答しており、請求者の請求期間①における在籍及び保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、勤務していたB社D店において、平成8年1月中旬の退職を同

店の店長に申し出たところ、同月 31 日までの在籍を依頼されたため、同月中旬から同月 31 日までは有給休暇を取得して、同月末日まで在籍した旨陳述していることから、同社から請求期間①当時において同店の店長であったと回答があった者に照会したところ、同氏は、請求者ることは覚えているものの、請求者の退職の経緯については覚えていない旨陳述しており、請求期間①における請求者の在籍について確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者がB社D店において一緒に勤務した同僚として挙げた氏名と同姓同名の者並びに姓のみを挙げた姓と一致し、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた者並びに平成8年1月及び同年2月に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の者に文書照会を行ったものの、請求者の請求期間①における同社での勤務について回答は得られなかった。

加えて、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のB社における離職年月日は平成8年1月15日であり、オンライン記録により確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。